

知床遊覧船事故対策フォローアップ委員会 規約

令和4年 4月 28日

改正 令和5年 10月 12日

(名称)

第1条 この委員会は、知床遊覧船事故対策フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、令和4年4月23日に北海道知床で発生した遊覧船事故を踏まえた小型船舶を使用する旅客輸送における安全対策を専門的見地からフォローアップすることを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長及び委員長代理)

第4条 委員会に委員長及び委員長代理をそれぞれ1名置く。

2 委員長及び委員長代理は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

4 委員長代理は、委員長が出席できないとき又は委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省海事局が行う。

(関係者からの意見聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第7条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

2 委員会の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 委員会の議事概要は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

知床遊覧船事故対策フォローアップ検討委員会 規約

令和4年 4月 28日

改正 令和5年10月12日

(名称)

第1条 この委員会は、知床遊覧船事故対策フォローアップ検討委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、令和4年4月23日に北海道知床で発生した遊覧船事故を踏まえた小型船舶を使用する旅客輸送における安全対策を専門的見地から総合的に検討フォローアップすることを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長及び委員長代理)

第4条 委員会に委員長及び委員長代理をそれぞれ1名置く。

2 委員長及び委員長代理は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

4 委員長代理は、委員長が出席できないとき又は委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省海事局が行う。

(関係者からの意見聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第7条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

2 委員会の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 委員会の議事概要は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

知床遊覧船事故対策フォローアップ委員会

委員一覧

あべ せいじ 安部 誠治	関西大学 名誉教授
うめだ なおや 梅田 直哉	大阪大学 名誉教授
かとう たくじ 加藤 琢二	(一社) 日本旅客船協会 副会長
かわの まり こ 河野真理子	早稲田大学法学学術院 教授
こうの やすこ 河野 康子	(一財) 日本消費者協会 理事
こまつばらあきのり 小松原明哲	早稲田大学理工学術院 教授
しょうじ 庄司 るり	(国研) 海上・港湾・航空技術研究所 理事長
たかはし あきら 高橋 晃	道東観光開発(株) 代表取締役社長
たなか よしてる 田中 義照	(国研) 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所企画部 研究特命主管
なかやまりゆうたろう 中山龍太郎	弁護士
のがわ しのぶ 野川 忍	明治大学専門職大学院法務研究科 教授
まじま ひろし 眞嶋 洋	(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会 顧問
みなみ けんご 南 健悟	日本大学 教授
やまうち ひろたか 山内 弘隆	一橋大学 名誉教授

(五十音順 敬称略)